

## 労働環境の確認に関する試行要領

(趣旨)

第1条 安城市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図ることを目的とし、労働環境に関する確認、啓発及び情報収集に必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認)

第2条 前条に定める労働環境の確認の対象となる契約は、原則として、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 総合評価競争入札により締結した予定価格が1億円以上の工事請負契約
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札により締結した予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務委託契約
  - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地の清掃業務
  - イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
  - ウ 庁舎等の受付又は案内の業務
  - エ 電話交換業務
  - オ 除草又は草刈の業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める契約

2 前項第2号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。

3 前条の契約に係る労働環境の確認は、労働環境チェックシート（様式第1）（以下「チェックシート」という。）によって行う。

4 労働環境の確認をする場合は、この要領の適用があることを公告、指名通知等に記載し、明示するものとし、契約書に労働環境の確認を行う旨を記載する。

(チェックシートの確認)

第3条 労働環境の確認をする監督員は、チェックシートの内容を完了検査時又は必要に応じて、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

2 前項の規定により関係書類の確認等を行う監督員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 当該契約の予算をもっている課の長は、チェックシートを契約書とともに保存

し、チェックシートの写しを契約検査課へ提出するものとする。

(改善の指示等)

第4条 監督員は、労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められるときは、事業者に対して労働環境の改善を依頼するものとする。

2 受注者が前項の指示に応じない場合は、市長は、必要に応じて関係機関に通報を行うことができるものとする。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は市長が別に定める

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。改正後の要領の規定は、この要領の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札等の通知を行う契約について適用する。